❸ 日本知的財産仲裁センター

日本知的財産仲裁センターは、日弁連と日本弁理士会が1998年3月26日に共同で設立し、同年4月1日より運営している。同センターは、弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を持ち寄り、調停・仲裁などによって知的財産権に関するさまざまな紛争を解決する。過去5年間の申立事件は以下のとおりである。

（1）調停・仲裁申立事件の概況

資料3-4-3-8　調停・仲裁申立事件数と処理内訳（日本知的財産仲裁センター）

（2015年12月31日現在）

年	手続（件）		紛争の対象となる権利（件）					最終結果（件）							
	調停	仲裁	商標権	意匠権	特許権	著作権	その他	和解成立	不成立	係属中	移管	相手方不応諾	取下げ	仲裁判断	和解解決
2011	6	1	3	0	2	0	2	3	0	0	0	3	0	0	1
2012	7	0	0	1	3	0	3	0	2	0	0	4	1	0	0
2013	7	0	1	0	5	1	0	1	2	1	0	3	0	0	0
2014	2	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
2015	4	0	0	0	2	0	2	1	0	0	0	2	1	0	0

【注】1. 調停：当事者が選任した弁護士・弁理士各1名による調停人が当事者間の紛争解決に協力し、和解の成立に向けて努力する制度。調停人の意見や判断をもとに当事者間が合意して和解契約を結ぶことで事件は終了する。
2. 仲裁：当事者の仲裁合意に基づいて、紛争の解決を、少なくとも弁護士及び弁理士を含む3名の仲裁人にゆだねて、仲裁人の判断に裁判所の判決と同等の強制力を持たせることができる紛争解決手段である。
3. 特許権には、実用新案権も含まれている。
4. 暦年（各年の1月1日から12月31日）を基準とする。

（2）JPドメイン名に関する紛争処理申立事件の概況

日本知的財産仲裁センターは、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という。）との協定により、JPNICが登録管理しているJPドメイン名登録に係わる紛争を解決するための「JPドメイン名に関する認定紛争処理機関」となった。JPNICが2000年7月19日に採択した「JPドメイン名紛争処理方針」、「JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則」及び同センターが定める「補則」と「JPドメイン名紛争処理手数料規則」に従い、「不正の目的によるJPドメイン名の登録・使用」に起因する紛争を迅速に解決している。また、2002年4月1日以降は、㈱日本レジストリーサービス(以下「JPRS」という。）がJPNICの管理のもとに、JPドメイン名登録管理業務を行っている。これに伴い、前記協定も同センターとJPNIC及びJPRSの三者協定に改訂された。

資料3-4-3-9　JPドメイン名に関する紛争処理申立事件数と処理内訳（日本知的財産仲裁センター）

（2015年12月31日現在）

手続開始年	申立事件数（件）	申立ての結果（件）						
		移転	取消し	棄却	取下げ	取下見做	係属中	その他
2011	12	10	0	1	1	0	0	0
2012	15	9	2	2	2	0	0	0
2013	10	10	0	0	0	0	0	0
2014	8	8	0	0	0	0	0	0
2015	7	5	1	0	1	0	0	0

【注】1. 移転：移転の対象となるJPドメイン名の登録者が第三者に変更されること。
2. 取消し：JPドメイン名を登録原簿から抹消すること。
3. 取下見做：以下の場合、その申立ては取り下げられたものと見なされ、その手続は終了する。
（1）紛争処理機関が申立書に不備があることを発見し、その不備内容を申立人に速やかに通知したが、申立人から通知受領後5日（営業日）以内に何らかの補正もなされなかった場合。（JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則第4条（b））
（2）紛争処理機関が申立書を受領した後10日（営業日）以内に紛争処理機関に対して料金の支払いがない場合。（JPドメイン名紛争処理方針のための手続規則第19条（c））
4. 暦年（各年の1月1日から12月31日）を基準とする。